

第6章

海事振興・海洋教育等の推進



① 海に関する国民の理解増進

四面を海に囲まれた我が国は、貿易量の約99.6%を海上輸送が担うなど、「海」を通じて社会経済基盤の構築と国民生活の安定を図っている。しかし、日常生活において目に触れる機会が少ないこともあり、国民の海に対する理解・関心を高める取組みが必要である。

このため、2007年7月に施行された海洋基本法では、国民の祝日「海の日」^{*1}において、国民の間に広く海洋についての理解と関心を深めるような行事が実施されるよう努めることが規定されている。また、同法に基づく海洋に関する諸施策の推進計画である第3期海洋基本計画（2018年5月閣議決定）においても、国民が海洋に触れ合う機会を充実させる等、海洋に関する国民の理解増進のための取組みを実施することが盛り込まれている。

この状況を踏まえ、国土交通省は、国民の海に対する理解と関心を一層深めるとともに、海への理解と感謝の気持ちを若い世代に引き継ぎ、より多くの人々が海に親しむ機会を得ることができるよう、様々な取組みを推進している。

1. C to Seaプロジェクト



海や船の楽しさを国民に伝えるため、国土交通省や海事関係団体が一体となって取り組んでいる「C to Seaプロジェクト」【「特集④」参照】では、下記の取組を行っている。

(1) ポータルサイト「海ココ」

2018年4月より、ポータルサイト「海ココ」を通じ、関連団体等有する海や船に関する様々なコンテンツやイベント情報等を集約して発信している。特に2020年度は、関係団体や民間企業との連携を強化したことで、大幅なコンテンツ拡充が実現した。

関係団体等有する優れたコンテンツを活用して、海の日（7月）、海ココキッズ（9月）、海事観光（1月）など、多数の特集ページを新設するとともに、トップページや海のシゴト（SEA-GOTO）などの既存ページについても、情報を追加しデザインやページ構成を一新した。



▲生まれ変わった「海ココ」では、各特集ページをスライドショーで、分かりやすく魅力的に紹介。

これにより、利用者が自分の関心に合う情報を、より体系的且つ深く知ることが出来るようになるとともに、コンテンツの充実が図られ、2020年度の年間ページ閲覧数は約18万回と、初年度の約3倍に伸びた。

※1 国民の祝日「海の日」は、海の恩恵に感謝し、海洋国日本の繁栄を願う日として1995年に制定された（翌1996年施行）。この日は、1876年（明治9年）に明治天皇が燈台巡視船汽船「明治丸」で東北地方を巡幸された後、無事横浜港にご帰着された日（7月20日）を祝う「海の記念日」に由来する日である。

（2）SNSの活用 -Twitter、毎日更新中！-

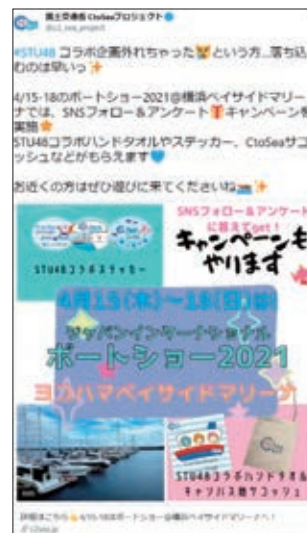
近年、若者をはじめ、国民の主要メディアとなっているSNSを活用し、海・船に関する親しみやすい話題を日常的に発信する取り組みも行っている。

2019年度からは、平日は毎日Twitterに投稿する取り組みを継続しており、フォトキャンペーンなどの参加型企画や、C to Seaプロジェクト公式アンバサダーSTU48とのコラボレーションなど、様々な企画を通じて認知を広げてきた結果、2021年6月時点でSNSの総フォロワー数は9,600人以上に成長し、着実に発信力が高まってきたところである。

さらに、2019年度からはYouTube「海ココちゃんねる」を開設し、訴求力の高い動画による情報発信にも取り組んでいる。2020年度には、海事局職員による新造船レポートや、子ども向けの絵本読み聞かせ動画、船旅体験動画など、合計20本の動画を公開し、わかりやすくインパクトのある映像を通じて、海事振興や海事観光の推進に繋がる情報を発信している。



▲「海の思い出」写真を募る参加型企画で海への関心を喚起



▲アンバサダー・STU48と連携したボートショー周知キャンペーン



▲海ココちゃんねるナビゲーター「ココちゃん」



▲アナウンサーの経歴を持つ海事局職員が経験を活かし船内をレポート



▲オリジナル絵本動画では、中国地方ご当地アンバサダー・久保田夏菜アナウンサーが読み聞かせを担当



▲関係団体との連携で制作した海事観光総合PR動画「#海があるから」は約23万再生！

第6章

海事振興・海洋教育の推進



2. 海の日・海の月間行事

国土交通省では、海の恩恵に感謝する国民の祝日「海の日」の趣旨を広く国民に理解してもらうため、関係省庁、地方公共団体や関係団体の協力を得て、様々な行事を通じて「海の日」の意義を広く国民に定着させるための活動を進めている。また、毎年7月を「海の月間」として、関係団体と協力して、全国各地で体験乗船や施設見学などを展開している。

①海の日行事「海と日本プロジェクト」

国土交通省では、総合海洋政策本部、日本財団と連携して、2015年から海洋についての国民、特に次世代を担う青少年の理解と関心を一層深めるため、海の日行事「海と日本プロジェクト」イベントを実施している。

2020年は、新型コロナウイルスの感染拡大をふまえ、オンラインイベント「海の日プロジェクト2020」を7月17日～8月31日まで開催した。【「特集④」参照】

安倍内閣総理大臣（当時）からの「海の日」によせたメッセージをはじめ、女優・川栄李奈さんが造船所やコンテナターミナルなど様々な現場を巡り、海に関わる仕事の重要性や暮らしとの関わりなどについて学ぶ動画「#知ろうもっと海のこと」など、様々なコンテンツを掲載した。



▲女優・川栄李奈さんと一緒に海事産業を巡る「海の日動画」

オンラインイベントの特設サイトには、期間中、約5万6千回ものアクセスがあり、コロナ禍でも多くの国民に、効果的に情報を届けることが出来た。

②海の月間

「海の日」の三連休化を契機に、「海の日」本来の意義が失われることなく、広く国民に海への理解と認識を深めていただくことを目的とし、「海の日」を中心に7月1日から31日までの1ヵ月間を「海の月間」と位置づけ、様々な広報活動を実施している。

海の月間ポスターによる周知^(※)の他、全国各地で体験乗船や施設見学など海に関する様々なイベントが開かれており、2020年は絵画コンクールや汽笛の一斉吹鳴をはじめ、約200件の広報事業が実施された。



▲2020年「海の日・海の月間」ポスター
(デザイン 新田 由起子さん)

※ 主催 (公財) 日本海事広報協会

3. 海洋立国推進功労者表彰

科学技術、水産、海事、環境など海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術・研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体を表彰し、その功績をたたえ周知することにより、国民の海洋に対する理解を深める契機とするため、2008年から国土交通省をはじめとする5省庁が共同で、内閣総理大臣表彰として「海洋立国推進功労者表彰」を実施している。

2020年の第13回表彰では、4名3団体が受賞した。

《第13 回海洋立国推進功労者表彰 受賞者》

●「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野

1. 東海大学海洋学部〈海を総合的に学べる日本で唯一の「海洋学部」〉
2. 公益財団法人 帆船日本丸記念財団〈市民と共に育む海事思想〉
3. 大和 裕幸（東京大学）〈造船における情報技術の先導的活用〉
4. 花輪 公雄（東北大学大学院理学研究科）〈機構変動・変化における海洋の役割解明の研究〉

●「海洋に関する顕著な功績」分野

1. 川端 穂高（東京大学大気海洋研究所）〈過去と現在から未来に至るヒトと気候・環境変動に関する研究〉
2. 鴨川 一平（東町漁業協同組合青壮年部）〈赤潮被害を乗り越えて－外海養殖の未来－〉
3. 公益財団法人 マラッカ海峡協議会〈「マラッカ海峡とともに半世紀」、「日本の暮らしを陰で支えて半世紀」〉

4. 日本海洋少年団

日本海洋少年団は、幼稚園児から高校生までの男女を対象に、海を訓練の場として、子どもの時から海に親しみ、団体生活を通して社会生活に必要な道德心を養い、心身ともに健康でたくましい人間の育成を目指し1951年に設立された。

しかし、1970年度の約32,000 人をピークに団員数は年々減少し、2010年度には、約2,200 人となったことから、新団設立の準備支援や既存団の運営強化の支援をしており、近年では、あき



▲石垣海洋少年団

た海洋少年団や石垣海洋少年団が結団され、2020年度には、91団体、約4,000名となった。

2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響があり、活動が制限される中であったが、文部科学省の「子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業」による補助を受け、石垣海洋少年団において、サンゴ礁シュノーケル体験を行い、参加者は地元の海のすばらしさや楽しさを認識することができた。

② 海洋教育の推進

海洋国家日本を支える海事産業の発展のためには、専門的な知識・技術を有する人材を確保することが不可欠である。特に、次世代の人材を安定的に確保するため、初等中等教育段階における海洋教育を推進し、子ども達の海事産業に対する理解を深め、将来の職業として興味・関心を持ってもらうことが重要である。

このため、2017年3月に改訂された小学校と中学校の学習指導要領において、日本における海洋・海事の重要性についての記載が充実し、学校教育の内容として従来よりも明確な位置づけとなり、本年4月より全国の小学校5年生の社会科で、今年の4月からは全国の中学校の地理の分野で海運業や造船業等に関する記載が充実した教科書を使用した授業が開始されている。

このような状況のもと、国土交通省では、関係行政機関、教育機関、海事関係団体との連携を図りながら海洋教育を推進するプロジェクト(海洋教育推進プロジェクト)に参画し、初等中等教育における海洋教育の充実・強化を図り、地方の教育委員会と意見交換を。

第6章



1. 海洋教育推進事業

国土交通省は、関係行政機関、教育機関、海事関係団体と協力・連携し、小中学校の教育現場における海事産業の重要性に関する教育を推進する取組みとして、「海洋教育推進事業」を開始し、学校教育の現場が受け入れやすい実践的な教育プログラムの作成に取り組んでいる。

2020年度は小学校において海事産業の重要性が盛り込まれた授業が開始されたことから、学習指導要領に対応して作成した「海洋教育プログラム」の全国小学校教員への周知徹底を図るため、全国小学校社会科研究協議会の協力を得て、全国の教員等500名にリーフレットを配布するとともに、同協議会のウェブサイトにおいても同プログラムに関する情報を掲載した。中学校においては、3都市の中学校において、同プログラムを活用した試行授業の実施及び授業動画の公開を行った。昨年度に実施した小学校の授業動画と合わせ、計7本の動画を公開し、総再生回数（2021年3月時点）は2,500回を超えており、多くの教育関係者にプログラムを活用した授業の様子をご覧いただくことができ、「授業がよくまとまっている」といった好意的なコメントも寄せられた。また、高校生向けの海事産業に関するキャリア教育の支援として、リクルート進学総研と連携し、海に関する仕事紹介記事作成し、「キャリアガイダンス（業界図鑑）」でweb公開の他、メールマガジンにて約7,000名の高校教育関係者へ情報提供することができた。以上のように、作成した成果物を様々な方法で周知することで、学校現場の授業作りを支援する環境を整備した。



▲試行授業の風景（埼玉大学教育学部付属中学校）

この他、各地で地方運輸局等が主体となり、帆船や旅客船等への体験乗船や、造船・港湾施設見学、船員を講師とした出前講座等の実施により、海洋教育がさらに適切かつ効果的に実践されるための取組みを進めている。

2. 中学生向け海洋キャリア教育

2020年度は、北海道苫小牧市、大分県佐伯市などの中学校において、海に関する職業の知識を得るとともに、日本の産業を支える海運、造船等の重要性について理解・関心を高めてもらうことを目的として、（公財）日本海事広報協会、地方運輸局、教育委員会等が連携して、海の仕事を紹介する海洋キャリア教育セミナー（海洋教育普及事業～海の仕事へのパスポート～）を実施した。

新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインを併用した形で実施され、生徒達は、海に関わる仕事に就いている様々な講師から、仕事の魅力、やりがい等について、質疑応答も交えながら話を聞いた。参加した生徒からは「船での生活を知ることができ、将来の仕事を選ぶ選択肢が増えた」といった感想があった。



▲海洋キャリア教育の授業風景（佐伯市立本匠中学校）

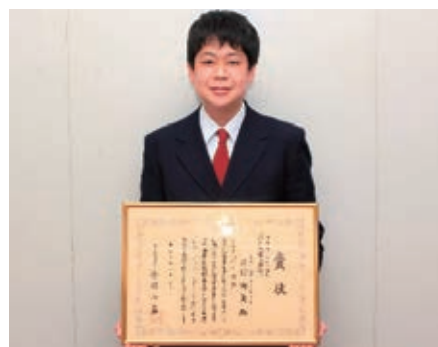
3. ジュニア・ SHIPPING・ジャーナリスト賞

新聞の作成を通して海や船への関心を高めてもらうことを目的として、（公財）日本海事広報協会の主催で、国の小中高校生が海事産業をテーマに取材・調査をして新聞形式にまとめたものを募集し、優秀作品を表彰している。

2020年度は1,251 点の応募があり、赤羽国土交通大臣が小学生部門では東京都世田谷区立池之上小学校3年生の保科光（ほしなひかる）さんの「きれいにしよう海新聞」、中学生・高校生部門では埼玉県上尾市立西中学校2年生の渡部朔矢（わたなべさくや）さんの「灯台新聞」を大賞（国土交通大臣賞）に選定した。



▲東京都世田谷区立池之上小学校
3年生 保科光さん



▲埼玉県上尾市立西中学校
2年生 渡部朔矢さん

③ 小型船舶の利用活性化

1. マリンレジャーの利用振興のための施策

① 「海の駅」における活動の活性化

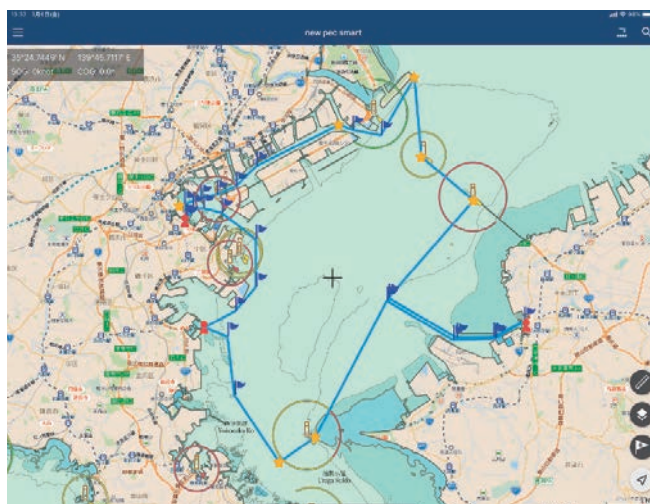
マリンレジャーの魅力を向上させていくためには、身近なレジャー拠点も多く整備することが必要である。海事局が設置を推進している「海の駅」は、誰でも、気軽に、安心して、楽しめる施設として、2000年に最初の「海の駅」が登録されて以降2021年5月末時点において、全国に175駅が登録されている。「海の駅」は、陸と海とをつなぐ接点としての機能に加え、マリンレジャーを体験するために必要な情報、施設、機材等を保有し、マリンレジャー振興の「核」となる存在であり、訪れた人が楽しめるよう、レンタルボートを利用したクルージングや海産物の販売、釣り体験等、地域の特性を活かした様々な取組が進められている。また、「海の駅」の設置拡大と並行して、その魅力の増大、取組の活性化、認知度の向上、防災・救難拠点としての活用など、地域と連携した活動が行われている。

② マリンチック街道と海の駅プロジェクト

マリンレジャーや海の駅の更なる活性化に向け、2017年から「CtoSea プロジェクト」の一環として「マリンチック街道と海の駅プロジェクト」を開始した。「マリンチック街



▲マリンチック街道ポスター



▲ [new pec smart]

第6章

海事振興・海洋教育の推進



道」とは、プレジャーボートによるクルージングに加えて、海の駅等に寄港・上陸して近郊の観光地やグルメスポット等を巡るモデル観光ルートであり、旅行やグルメ愛好者等の幅広い層にマリンレジャーに関心を持っていただくことを目的としており、2021年5月末時点では合計23 ルートが認定されている。

また、(株) マップル・オンと連携し、同社が提供するスマートフォン等向け航海支援アプリ「new pec smart (ニューペックススマート)」において、マリンチック街道が表示されることとなる等、マリンチック街道の周知を図っている。

③ マリンレジャーの魅力の発信の強化

海に親しむ環境の減少や少子化の進行などにより、長期にわたりプレジャーボートの保有隻数は減少してきたが、近年は小型船舶操縦士免許の新規取得者数が増加傾向に転じるなど、マリンレジャーへの関心が徐々に盛り返している。このような状況の下、海事局では、海を身近に感じられる社会の実現を目指し、マリン関連20 団体からなる「UMI 協議会」と連携し、マリンレジャーの普及促進に努めている。

2020年10月には、「UMI協議会」協力の下、兵庫県の新西宮ヨットハーバーにおいて開催された「関西フローティングボートショー2020」に近畿運輸局及び神戸運輸監理部がブースを出展するとともに、神奈川県横浜ベイサイドマリーナにおいて開催された「横浜ボートフェア2020」に関東運輸局がブースを出展し、マリンレジャーの普及促進活動を実施した。



▲関西フローティングボートショー2020



▲出展ブースの様子

2. プレジャーボートの放置艇対策

各地の港湾・河川・漁港にある放置艇は、船舶の航行障害や景観の悪化などの原因となっていることから、国土交通省及び水産庁が連携して1996年度より定期的に港湾・河川・漁港の三水域における全国実態調査を実施し、放置艇問題の現状を把握しつつ放置艇の減少に努めてきた。これまでの各種対策の実施により徐々に放置艇は減少してきているものの、プレジャーボートのおよそ半分が放置艇であり、更なる対策を推進する必要がある。放置艇対策を更に加速し、実効的かつ抜本的な問題の解消を図るため、国土交通省及び水産庁は、水域の利用環境改善や地域振興を目的とした「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を2013年5月22 日に公表し、地方自治体等とともに取り組んでいる。

プレジャーボートの主たる材質であるFRP（繊維強化プラスチック）は、廃棄処理の困難性に加え、所定の処理ルートが存在しなかったことも、ユーザーによる適正処理が進まず、結果として不法投棄や沈廃船化を招く要因の一つとなっていた。

このような状況を踏まえ、海事局は、ユーザーによる適正処理を促進するため、廃船処理

技術の確立と、処理ルートの構築に向けた取組を行った結果、(一社)日本マリン事業協会が主体となり、2008年度より「FRP船リサイクルシステム」の運用が全国で開始されており、現在は当該システムに基づき、FRP 船の処理が実施されている。

3. ミニボートの安全対策

ミニボート（長さ3m未満、機関出力1.5kW未満で、検査及び免許が不要な船舶）は、手軽に楽しめる船舶として普及している（2019年の機関出力1.5kW未満の船外機の国内向け出荷台数は約3,700台）。海事局では、2009年度よりミニボートの安全な利用を推進するため、有識者及びマリン関係者により構成される委員会を設置し、ミニボートの利用実態及び利用者の意識等の調査・分析を実施した。2011年度には、安全管理指針を策定し、ユーザー向け安全マニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び同マニュアルの内容を踏まえた安全啓発動画を作成した。また、(一社)マリン事業協会が行っている、ミニボートユーザーに対する安全啓発活動へ協力している。

図表6-1 ユーザー向け安全マニュアル例



4. 小型船舶の遵守事項等の周知・啓発

プレジャーボートや水上オートバイ等の船長（小型船舶操縦者）に対して、小型船舶の安全で健全な利用の促進を図るために遵守事項（図表6-2）が定められている。

図表6-2 小型船舶操縦者の遵守事項



小型船舶による海難事故が依然として多く、遵守事項を守ることでも未然に防止できる海難事故もあるため、マリンレジャーが盛んになるシーズン中のビーチや湖川等において、地方運輸局の職員が、海上保安部や警察署等と合同でパトロール活動及び周知啓発活動を行っている。

図表6-3 遵守事項違反点数及び行政処分基準

■遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用※、発航前の検査義務違反	2点	5点

※2022年2月1日よりすべての違反者に違反点数の付与開始。詳しくは、国交省ウェブサイトをご覧ください。

■行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁判による操縦免許に係る処分の前歴をいいます。

遵守事項に違反した者に対し、違反点数を付与するとともに、全ての遵守事項違反者に対し、再教育講習の受講通知を发出し、再発防止のための講習を義務付け、受講者には累積点数から2点を減ずることとしている（累積点数が5点に達した場合を除く。）（図表6-3）。なお、遵守事項違反点数の累積点数が処分基準に達した場合、行政処分が課せられる。

また、小型船舶の海難事故は、発航前検査を適正に行うことにより未然に防止できるものが多いため、チェックリスト（図表6-4）を配布し、発航前検査の重要性を広く周知している。

図表6-4 発航前検査チェックリスト

発航前検査チェックリスト

発航前検査は、船長の義務です。発航前の検査義務違反は行政処分の対象です。

エンジン始動前の点検

船体の点検

☐ ① 船体に亀裂や破口はないですか。
 ☐ ② エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。→

エンジンの点検

☐ ③ 航海計画に見合った燃料は十分にありますか。
 ☐ ④ Vベルトにひび割れや擦り切れはありませんか。
 ☐ ⑤ 燃料コック（バルブ）は開いていますか。
 ☐ ⑥ 燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
 ☐ ⑦ エンジンオイル（潤滑油）の量は十分ですか。色や粘度は正常ですか。
 ☐ ⑧ 冷却水の量は十分ですか。海水フィルターにゴミは詰まっていますか。
 ☐ ⑨ バッテリーの液量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。
 ☐ バッテリーの耐用年数は切れていませんか。

救命設備等その他の点検

☐ ⑩ ライフジャケットに損傷や膨張式ポンプの異常はありませんか。また乗船者全員が着用しましたか。
 ☐ ⑪ 通信手段の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
 ☐ ⑫ 気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。
 ☐ ⑬ その他の法定備品類は搭載され、直ぐに使える状態ですか。

エンジン始動後の点検

エンジンの状態確認

☐ ⑭ 回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指していますか。
 ☐ ⑮ 冷却用の海水は普段とおりの量や勢いで排出されていますか。
 ☐ ⑯ エンジンから異常な音やにおいは出ていませんか。

© 2019 JMRA/KAZI

5. ライフジャケット着用率向上のための施策

小型船舶からの海中転落による海難事故防止策としてライフジャケットの着用が有効である。そのため、2003年より、水上オートバイの乗船者、12歳未満の小児、一人で漁ろうに

従事する者をライフジャケット着用義務の対象としていたが、海中転落による死者・行方不明者をより一層減少させるため、2017年2月1日に船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則を改正し、2018年2月1日から原則としてすべての小型船舶乗船者を着用義務の対象とした。

なお、改正内容の周知及びライフジャケットの着用率向上を図るため、関係省庁・団体と協力し、小型船舶の安全キャンペーン等の安全活動におけるリーフレットの配布、イベントにおける安全啓発を行っている。

6. 小型船舶の登録制度と適正なトン数の確保に向けた取組

小型船舶を航行の用に供するためには、「小型船舶の登録等に関する法律」に基づき小型船舶登録原簿に登録をしなければならないことになっている。また、登録事項である総トン数は、船舶の安全・環境をはじめ様々な法律の適用基準として用いられていることから、海事関係法令のコンプライアンスを確保するため、地方運輸局においては、特にヒトやモノの往来が活発化する夏期や年末年始に立入検査等を行うことにより、適正なトン数の確保に努めている。

7. 小型船舶の検査制度の周知・啓発

プレジャーボートや小型漁船などの小型船舶の海難事故は、全海難事故の7割以上を占め、また、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶も散見され、船体・機関の整備不良から海上における人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されている。

こうした状況を踏まえ、例年、マリーナ、漁港等において、船舶検査制度や海難事故対策のポイントの周知、啓発を実施するとともに、海上保安部や警察署、日本小型船舶検査機構等の協力を得て、船舶検査の受検状況について確認し、適切に受検していない船舶に対して船舶検査を受けるように指導している。

第6章

海事振興・海洋教育の推進

④ モーターボート競走

モーターボート競走（以下「ボートレース」という。）は、競馬、競輪、オートレースと同じく公営競技の一つである。ボートレースは、1952年4月に長崎県大村競走場で初めて開催されて以降、全国24カ所で開催されている日本生まれの公営競技であり、出場する選手に年齢や性別の区別がなく、混合で実施される数少ない競技のひとつである。現在は、大衆レジャーのひとつとして広く国民に親しまれており、最近では女子選手のみが出場するレースも人気がある。



1. ボートレースの趣旨

ボートレースは、1951年に制定されたモーターボート競走法（以下「競走法」という。）に基づき、国土交通省の監督のもと、①海事関係事業（船舶関係事業・海難防止事業等）の振興、②公益事業（観光事業・体育事業等）の振興、③地方財政の改善を目的として実施されている。



2. ボートレースの売上金額

ボートレースの売上金額は、1991年度の2兆2,137億円をピークに年々減少し、2010年度には8,435億円（ピーク時の約4割）まで減少したが、CM等によるボートレースのイメージアップ及び理解促進や電話投票（スマートフォン投票）の浸透等ボートレースの活性化に向けた様々な取組によって、ここ数年は増加傾向にあり、2020年度は2兆951億円になった。



▲CM等によるボートレースのイメージアップ

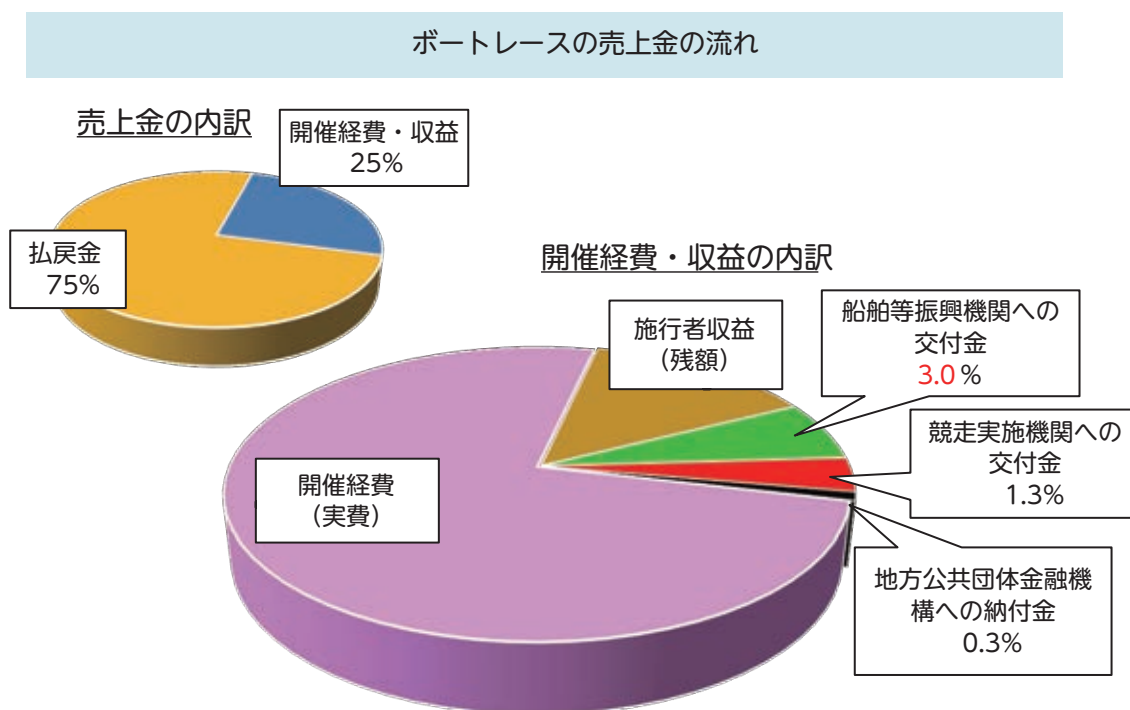


▲コロナ禍におけるボートレース場イベント
（駐車場を活用したドライブインシアターの開催）

3. ボートレースの売上金の流れ

ボートレースの売上金額の約75%は、舟券的中者へ払い戻される。残りの約25%のうち、法定交付金、開催経費等を差し引いた残りの金額が施行者の収益となり、その収益の一部は地方財政の改善を図るために活用されている。

図表6-5 売上金の内訳・開催経費・収益の内訳



船舶等振興機関への交付金

船舶等振興機関（公益財団法人日本財団）に交付され、海事関係事業や公益事業への補助事業等に活用（詳細は事頁②）。

競走実施期間への交付金

競走実施機関（一般財団法人日本モーターボート競走会）に交付され、レースの審判・検査、選手等の養成・訓練等に係る費用に充当。

地方公共団体金融機関への納付金

地方財政法に基づき納付され、地方公共団体への資金貸付利率の引き下げに充当。

開催経費

管理費、選手賞金費、施設運営費等

① 施行者の収益金の使途（地方財政の改善）

施行者は、競走法の目的の一つである地方財政の改善を図るため、収益の一部を一般会計等に繰り出し、社会福祉、医療、教育文化、体育等に関する施策の実施に必要な経費に充てている。具体的には、道路・橋・上下水道等整備事業等の土木費、学校の建設・改修や図書館図書の充実等の教育費、病院の建設や清掃設備の整備等の保健衛生費などに充てられている。この繰出金は、2019年度は約328億円、1952年からの累計は約3兆9,787億円となっている。

コラム：蒲郡市における学校教育のICT環境整備

蒲郡市は、ボートレース蒲郡の施行者です。ボートレースの収益金は、市の一般会計に繰り出され、その一部が教育のための環境整備にも活用されています。

蒲郡市では、2020年度、各小学校にICT（情報通信技術）教育の推進を図るため、全学年の生徒に対して1人1台のタブレット端末を導入しました。ICTを活用した授業を行うことにより、子どもたちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や子どもたちの主体的な学びを実現し、子どもたちの積極性や学力の向上を目指しています。



ボートレース蒲郡
マスコットキャラクター
「トトまる」



タブレットを使用した授業の様子

② 船舶等振興機関への交付金の使途（海事振興・公益振興）

日本財団は、施行者から交付金を受け入れ、競走法の目的である海事関係事業（船舶関係事業・海難防止事業等）及び公益事業（観光事業・体育事業等）の振興を目的とする事業への補助事業等を実施している。具体的には、造船技術の研究開発、海事・海洋関係人材の育

コラム：日本財団の助成事業

○自宅で海を感じる10の取り組み（海と日本PROJECT）

「海と日本PROJECT」では、子ども達を中心に、海の問題を自分事として捉え、海を未来へ引き継ぐアクションの輪を広げるための活動を推進しています。2020年度は、新型コロナウイルスの感染予防で自宅待機を余儀なくされている子ども達に向けて、「stay home with the sea～海を学んでいつも近くに感じよう～」と銘打ち、全国の水族館のオンライン配信など、同プロジェクト内で培ったネットワークを活用した、自宅で海を感じる10の取り組みを展開しました。



海プロちゃんねるホームページ

第6章



成、海洋教育の推進、障害者の社会参画、子どもをとりまく課題の解決、パラリンピック競技関係団体の活動、福祉車両の配備、ハンセン病制圧活動、災害復興などへの支援を行っている。

4. ギャンブル依存症への取組

公営競技やぱちんこ等にのめり込むことにより、本人やその家族の日常生活や社会生活に支障が生じている状態をギャンブル等依存症といい、これに伴う多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせるものをギャンブル等依存症問題と捉え、政府はその対策を推進することとしている。

① ギャンブル等依存症対策基本法の制定

2016年12月の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）」の成立に際し、政府に対してギャンブル等依存症対策の強化が求められ、その後政府一体となってギャンブル等依存症対策の論点を整理し、必要な取り組みを講じてきた。その上で、国、地方公共団体、関係事業者等の責務を明確化し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、国民が安心して暮らせる社会を実現するため、2018年7月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が成立、同年10月に施行された。

② ギャンブル等依存症対策推進基本計画の推進

ギャンブル等依存症対策基本法では、政府に対して、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進を義務付けており、ボートレースにおいても、徹底したギャンブル等依存症対策が講じられるよう、関係者とともに進めてきた取り組みを強化・深化させ、本計画へ盛り込み、2019年4月に本計画は策定（閣議決定）された。

ボートレースにおいては、本計画に基づき、射幸心をあおらない広告・宣伝の全国的指針の策定、ボートレース場及びボートレースチケットショップ（場外発売場）のATM撤去、ICT技術の活用等による本人及び家族申告によるボートレース場・ボートレースチケットショップ・電話投票（インターネット投票）におけるアクセス制限等を順次実施していくとともに、24時間無料相談コールセンターへの相談内容等を分析しつつ、ギャンブル等依存症問題の実態を把握し、必要な機関等へ情報提供する体制の整備に取り組んでいるところである。さらに、2020年12月には、電話投票・インターネット投票において1日あたりの入金額の上限を設定できる仕組みを導入した。また、各都道府県において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築し始めており、ボートレースにおいても、ギャンブル等依存症対策に係る情報や課題の共有、最新の知見の収集を図るため、各地域の連携協力体制に順次参画し、関係機関との連携を高めているところである。

さらに、同法では、国民に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、毎年5月14日～20日にギャンブル等依存症問題啓発週間を設けており、若い世代へギャンブル等依存症問題に係る関心と理解を深めてもらうため、SNS等による周知啓発、大学生向けセミナーの開催等を行っている。

国土交通省は、ギャンブル等依存症対策について、必要かつ十分な対応が図れるよう、関係者と連携しながら取り組んでいく。

